

赤十字水上安全法講習の受講について

平成 26 年 4 月から水上安全法講習の内容が以下により一部変更となりますので、ご留意の上、受講いただきますようよろしくお願いいたします。

(主な変更点)

- 水上安全法救助員 I 及び II 養成講習受講年齢の引き下げ
- 水上安全法指導員 I 養成講習の新設
- 従来資格の取り扱い

1. 水上安全法救助員 I 及び II 養成講習受講年齢の引き下げ

平成 26 年 4 月から水上安全法救助員 I・II 養成講習受講の年齢要件を以下により変更いたします。

(変更前) 満 18 歳以上

(変更後) 満 15 歳以上 (15 歳になる誕生日以降に受講可能)

【水上安全法救助員養成講習を受けられる際の注意点】

水上安全法救助員 I・II 養成講習は、水中で人を救助するための技術を要するため、単に「泳ぎに自信がある」というだけでは、受講は難しい内容となっていますので、下の内容に従って受講されますようお願いいたします。

○ 水上安全法救助員養成 I 講習

水上安全法救助員養成 I 講習で最低限必要となる一定の泳力は以下のとおりです。必ず内容をご確認の上、受講されますようお願いいたします。

水上安全法救助員 I 養成講習への受講に必要な一定の泳力 (技術・体力)

項目	条件
泳力	クロール及び平泳ぎで各 100m 以上
	クロール又は平泳ぎで 500m 以上
横泳ぎ	25m 以上
立ち泳ぎ	3 分以上
潜行	15m 以上
飛び込み	1m 以上の高さ

※ 安全管理の観点から、講習開始後に受講者の泳力が一定のレベルに達していないとスタッフが判断した場合は、途中で参加をお断りすることがあります。

※ 上記記載の一定の泳力とは、受講に際し必要な泳力であり、検定内容を示すものではありません。

○ 水上安全法救助員養成 II 講習

水上安全法救助員 II 養成講習 (主に海での実技) は、水上安全法救助員 I 有資格者が受講対象となります。プールと違い自然水域で講習を実施しますので、天候により受講環境が変化するなど、更にレベルが上がりますので予めご承知の上、申し込みください。

※ 安全管理の観点から、天候の都合により急遽中止になる場合があります。また、講習開始後に受講者の泳力が一定のレベルに達していないとスタッフが判断した場合は、途中で参加をお断りすることがあります。

2. 水上安全法指導員 I 養成講習の新設

平成 26 年 4 月から水上安全法指導員 I 養成講習を新設します。受講要件は以下のとおりとなります。

【水上安全法指導員 I 養成講習の受講要件】

満 20 歳以上で、救急法救急員及び水上安全法救助員 I の資格を有する者

3. 従来の資格の取り扱い

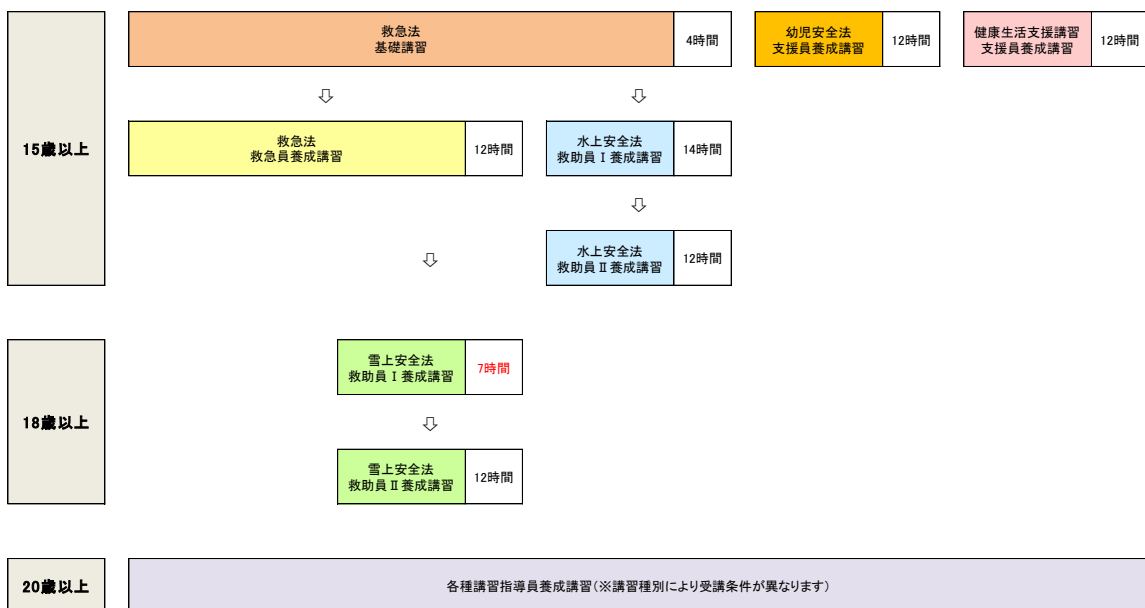
平成 26 年 4 月から水上安全法に関する従来の資格の取り扱いを以下のとおりとさせていただきます。

変更前の資格名	変更後の資格名
水上安全法救助員 I	変更なし
水上安全法救助員 II	変更なし
水上安全法指導員	水上安全法指導員 II

※ 水上安全法指導員 II については、水上安全法救助員 I 養成講習及び水上安全法救助員 II 養成講習を指導できる指導員のことで、満 20 歳以上で、救急法救急員及び水上安全法救助員 II の資格を有する者が水上安全法指導員 II 養成講習の受講対象となります。

(参考)

赤十字講習の体制(平成26年4月以降)



※ 講習時間の変更については赤字表記
 ※ 講習時間に検定時間は含まれません。